

第 34 回 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 議事録

●平成 25 年 7 月 29 日(月) 18:00～20:15、上尾市文化センター

【議事結果】

- 協議会の会長・副会長は、浅枝会長と三島副会長に決定した。モニタリング委員会の委員長・副委員長は、三島委員を委員長、堂本委員を副委員長に選出した。管理目標 WG の座長は川村委員を、広報 WG の座長は浅枝会長を選出した。
- 「協議会設置要綱」、「運営委員会設置規約」、「生態系モニタリング専門委員会設置細則」は本日付での施行になった。
- 協議会設置要綱の資格要件について、協議会発足時に桶川市・川島町・上尾市に限定した意図を踏まえつつ、今後の展開に向けてどのように協議会等の体制を組み直していくかは次回議論する。
- 自然再生事業がどのようなものか、どのような効果が出ているのかを市民にわかりやすく説明できるものとして欲しい。
- 平成 25 年度自然再生工事の立ち会い者として管理目標 WG より堂本委員・菅間委員が提案され、了承された。
- HP について経緯を確認し、8 月 7 日から公開することが了承された。また、勉強会組織の内規と更新ルールを確認し、了承された。
- 今年度、秋イベント、広報用写真の募集を行うことを確認した。
- これまで実施してきた過程で、当初目的に対する進捗状況や課題等を整理しておくべきである。

【主な議事内容】

◎報告事項

●協議会委員、運営委員、生態系モニタリング専門委員、管理目標 WG メンバー、広報 WG メンバーの紹介

- ・ 名簿の非公表を希望する人は 8 月 5 日までに事務局へ連絡すること。

●荒川太郎右衛門地区自然再生協議会会長・副会長の選出・挨拶

- ・ 協議会の会長・副会長は、浅枝会長と三島副会長に決定した。

●第 33 回荒川太郎右衛門地区自然再生協議会議事要旨

(質疑応答無し)

●協議会設置要綱、運営委員会設置規約、生態系モニタリング専門委員会設置細則

- ・ 運営委員会は規約のとおりで協議会会長が運営委員会会長とすることを確認した。
- ・ モニタリング委員会の委員長・副委員長は、三島委員を委員長、堂本委員を副委員長に選出した。

- ・ 管理目標 WG の座長は、川村委員を選出した。
- ・ 広報 WG の座長は、浅枝会長を選出した。
- ・ 要綱等は本日付での施行を確認した。
- ・ 協議会設置要綱第 7 条の「資格要件」はどこに書いてあるのか？
 - 協議会設置要綱第 6 条に記載されている。
 - ここでの「地域」はこれまでの桶川市・川島町・上尾市に限定せず、門戸を拡げるべきではないか。
 - 他の地域の住民の意見を聞く条項を加えたらどうか。
 - 協議会発足時にこれらの地域に限定した意図を踏まえつつ、協議会委員の「資格要件」等は次回議論する。

●生態系モニタリング専門委員会の活動

- ・ 第 33 回協議会で承認された計画どおりに実施していることを確認した。
- ・ これまでのモニタリングの結果整理や評価はどのように行っていくのか。
 - 多くのデータが積み上がっているので、まずはデータベースとしてまとめる。外部公開できる形にするかどうかは検討が必要であるが、協議会に報告する機会を作る。
 - 自然再生事業がどのようなものか、どのような効果が出ているのかを市民にわかりやすく説明できるものとして欲しい。
 - 自然を相手にしているので、気象などの様々な要因があり、数年のデータで効果の有無を評価することは難しい。無理に結論づけるようなことをすると、誤解や間違いが生じる恐れもある。50 年単位で考えている事業なので、10 年経ったくらいではわからない。自然再生で人間としてかわれることは、今からの荒川の自然をどのように見守っていくか、大事にしていくか、そういうことについて人間のかかわり方をどうしたらいいかと考えることがこの協議会で大事である。
 - 結論づけるような評価は難しいが、市民への説明もまた大事である。経時的な変遷を整理して、視覚的にわかるように並べていくことが良い。
- ・ 「荒川の自然を守る会」でもモトクロス場跡地 A 整備地の調査をしており、去年の夏に希少種を 2 種確認したので報告する。
- ・ 調査結果は、積み上がってきているが活用しきれていないので、研究者の引き込みも重要でないか。
- ・ モニタリング調査は、おもしろく興味を持ってやっていくことが一番重要である。

●管理目標WGの活動

- ・ 第 33 回協議会で承認された計画どおりに工事が発注されたことを確認した。また、立ち会い者として管理目標 WG より堂本委員・菅間委員が提案され、了承された。
- ・ 掘削範囲の大きさは、掘削土中に含まれる産廃の量に応じて変動する。
 - 了承された。
- ・ 今年度、旧流路 B の取扱方針、河畔林保全再生、維持管理体制について検討を進めることを確認した。

- ・ 今年度の工事の発注金額はいくらか。その内訳はどのようなものか。
→ 2億5千万円で、掘削が6万m³、産廃処理が2千m³である。
- ・ 産廃の処理方法はどのようなものか。
→ 産廃混じりの掘削土は、スケルトンバケット等を用いて現地にて2回ふるい分けをして、廃棄物と分別する。場所によっては人力で分別し、掘削土は築堤等に活用する。分別した廃棄物は、リサイクル工場に持ち込み処理を行う。
- ・ 廃棄物中にアスベストがあった場合は、適切に処理して欲しい。
- ・ これまでの整備地は水が溜れているが、その結果も踏まえた整備案なのか。
→ 整備地については、必ずしも水面が形成されていなくても、自然再生に寄与すると考えられ、また、年3回程度の出水をもって水面を形成することも出来る。よって、掘削後の地盤高は、旧流路掘削の地盤高と同じ高さとしている。
- ・ 整備地は、産廃の影響で地下水が溜まらないのではないか。
→ これまでの実績では、地盤高より-3mの箇所に産廃がある。今回の掘削深は5mであるので産廃の影響は無いものと考えられる。
- ・ コンクリートガラなどは、河川の落差改善や自然再生地内で活用できないか。
→ 礫河原への活用であれば、上流の熊谷辺りで検討可能と考えられる。
→ 自然再生の目的に沿って活用することは良いが、目的からそれるようであれば協議会等で合意を得て実施検討すべきである。
- ・ これまで実施してきた過程で、当初目的に対する進捗状況や課題等を整理しておくべきである。途中参加の委員に対してもその様な資料があった方が議論に参加しやすいのではないか。

●広報WGの活動

- ・ 第33回協議会で承認された計画どおりに春イベントが実施されたことを確認した。
- ・ イメージキャラクターの使用方法について提案され、了承された。商標登録については、必要性があるものの資金の課題があることを確認し、助成使用の可能性を探りながら検討することを確認した。
→ 商標登録をしていなかったために名称が使えなくなった事例もあるので、商標登録はした方が良い。
- ・ HPについて経緯を確認し、8月中旬から公開することが了承された。また、勉強会組織の内規と更新ルールを確認し、了承された。
- ・ 今年度、秋イベント、広報用写真の募集を行うことを確認した。
- ・ 環境関係の助成金や財団について整理したものを事務局に渡している。環境関係の助成金は、多くあるので、目的に応じて助成金の申請をすれば資金獲得につながると考えられる。

●今後のスケジュール

- ・ 今年度のスケジュールを確認し、了承された。